

# 東濃西部 消費生活相談のあれこれ

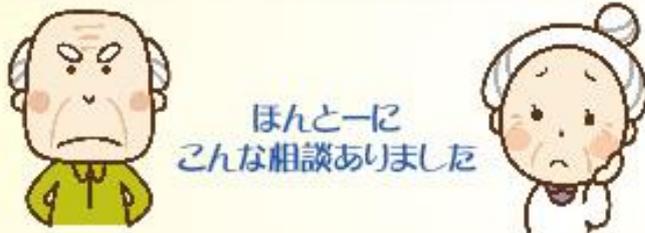
## No.65

発行：東濃西部広域行政事務組合

### 契約相手を変更するときの注意点

ライフスタイルの変化や新たなサービスの出現などにより、契約相手を変更し、契約を切り替えることがあります。新たな契約をした後に、思わぬトラブルに遭わないためには注意が必要です。

例えば「A社で契約している光回線と同じサービス内容のB社の契約の料金が安いのでA社を解約し、B社と契約しよう」と考えた場合、次の事項に注意が必要です。①A社に対する解約料は発生しないか。②A社の設備を借りている場合、設備利用の期間の縛り等はないか。③事務手数料は発生しないか。などです。現在の契約を解約することで発生するリスクについて、変更先の事業者が説明する義務はありません。あくまでも消費者の自己責任となります。新たな契約をする前に、現在契約中の契約内容を再度確認しましょう。



ほんとーに  
こんな相談ありました

ネットで健康食品を注文。「お試し」とあったので1回限りの購入のつもりだった。承諾メールは内容が読み取れない状態であり、翌月、2回目を送付するとの案内があった。問い合わせたら定期購入の契約だと言われた。納得がいかない。

ネットの通信販売の契約は、購入者の申込みがあり、それに対して販売店からの読み取りが可能な状態の承諾メールがあつて成立します。相談者に届いたメールは読み取りができないため、契約は成立していないと考えられます。そのことを主張して交渉することができます。

### 2月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	13件
訪問販売	14件
訪問購入	1件
通信販売	20件
連鎖販売	1件
電話勧誘	2件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	29件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間／10:00～16:00

相談料／無料

相談／原則予約制

予約／相談を受けたい窓口

※原則、相談は生活地ですが、生活地以外の窓口を利用することもできます。

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課／22-1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課／68-9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係／54-1111

E-mail 相談／kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業